

平成26年 第16回
教育委員会臨時会会議録

平成26年9月19日（金）
港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2407号

平成26年第16回臨時会

日時 平成26年9月19日(金) 午前10時00分開会

場所 教育委員会室

「出席委員」

| | |
|----------|---------|
| 委 員 長 | 綱 川 智 久 |
| 委員長職務代理者 | 澤 孝一郎 |
| 委 員 | 永 山 幸 江 |
| 委 員 | 小 島 洋 祐 |
| 教 育 長 | 小 池 眞喜夫 |

「説明のため出席した事務局職員」

| | |
|----------|---------|
| 次 長 | 安 田 雅 俊 |
| 庶務課長 | 佐 藤 雅 志 |
| 教育政策担当課長 | 橋 本 誠 |
| 学務課長 | 新 井 樹 夫 |
| 学校施設担当課長 | 奥 津 英一郎 |
| 生涯学習推進課長 | 白 井 隆 司 |
| 図書・文化財課長 | 前 田 憲 一 |
| 指導室長 | 渡 辺 裕 之 |

「書記」

| | |
|---------|---------|
| 庶務課庶務係長 | 小野口 敬 一 |
| 庶務課庶務係 | 鈴 木 さよ子 |

「議題等」

日程第1 請願又は陳情

- 1 高輪泉岳寺の歴史的文化財・景観に関する請願書

日程第2 審議事項

- 1 議案第75号 三田二丁目都有地・国有地の取得について

日程第3 教育長報告事項

- 1 生涯学習推進課の10月事業予定について
- 2 港区スポーツセンター利用休止について
- 3 図書館・郷土資料館の10月行事予定について
- 4 港区立港郷土資料館の特別整理期間(休館)について
- 5 港区いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置について

6 10月指導室事業予定について

「開 会」

○綱川委員長 ただいまから平成26年第16回港区教育委員会臨時会を開会いたします。(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○綱川委員長 それでは、日程に入ります。
会議の署名委員は、小島委員にお願いいたします。

第1 請願又は陳情

1 高輪泉岳寺の歴史的文化財・景観に関する請願書

○綱川委員長 それでは、日程第1、請願又は陳情に入ります。

平成26年9月10日付で「高輪泉岳寺の歴史的文化財・景観に関する請願書」が提出されました。

本日は、同日付で受理した請願書について、請願文を書記に朗読してもらいます。

○書記 それでは、読み上げます。

高輪泉岳寺の歴史的文化財・景観に関する請願書。

今回、港区高輪2-11-5の敷地が第一リアルター株式会社（港区赤坂所在）に売却をされ、8階建てマンション（総戸数39戸、2台分のバイク置き場がある共同住宅マンション）の建設計画が進んでおります。これは当町会の中心に存在し、住民の信仰と憩いの場である萬松山泉岳寺を象徴する中門（現総門）に文字通り隣接するもので、仮に計画通り当建築物が建てられた場合の圧迫感はお寺のある町の景観を大いに損なうばかりでなく、徳川時代初期（寛永年間）に移転建立されてより約380年に亘って、この地を見守ってきた掛け替えない遺産に傷を付ける行為であります。よって、当山はこの建設計画に断固反対であります。

更に元禄義挙（1703年）以降は、赤穂浪士を祭る寺として有名を博し、浅野長矩及び義士の墓所は国の史跡にも指定されており、特に忠義に始まる論理規範が日本の美德として国の内外からも共感を得て、全国より参拝者が絶えず、最近では海外からの来訪者が急増しています。

このような土地にある当地域は、その街並みの情緒と歴史的文化財の価値を守り、次の世代に伝えていくことは実に大切なことであり、区の文化行政の水準を高めることに結びつくものであります。当寺近隣の住民は住居建て直しに際しても、この景観を守るための配慮を自主的に行ってきたこともあり、現在の景観が残っているものであります。

泉岳寺付近はJR新駅の開業に向けて、開発がすさまじい勢いで進んでいくと耳にします。

高輪地区は、品川駅や田町駅とは異なり、この界限は歴史ある寺社と共に静かに人が暮らす街であります。開発の波は抑えようもないのかも知れませんが、泉岳寺の中門に入り参道を歩き振り返る門の全景は、辛うじて残された味わいのある日本らしい風景であり、高層ビルの林立にこうした寺を埋もれさせてしまう事は非常に悲しむべきことであります。

オリンピックも控え、海外からの観光客がこれからはますます増えるに相違なく、そうした中で日本が世界に誇れるものは、何よりも歴史ある文化力になるのです。

幸いにも港区にはそうした資源が数多く点在し、その資源をみすみす価値のないものにしてしまうのは、本当に憂うべきことであります。

今回のように近隣との調和も乱し、まちの景観を崩し、文化財の価値を貶める8階建てマンション建設計画は、400年の歴史を有する泉岳寺の歴史的・文化的価値や宗教的・道徳的情操の働きを薄めるものとなり、日本の倫理的精神的支柱に感動して訪れる国内外の人々に、大きな失望感を懐かせるものとなるでしょう。

このような街の景観を野放図に侵害する行為を、建築基準法に適っているからとすることだけで容認することは、多くの人に深い失望を懐かせることになるのではないのでしょうか。

以上、当山の文化財の価値とその景観を守るためにも、この8階建てマンション建設計画を泉岳寺の歴史的価値にそぐうものへの変更を求めるものであります。何卒ご配慮賜わり、お力添え、ご協力をいただけますようお願い申し上げます。宗教法人泉岳寺、小坂機融。

以上です。

○綱川委員長 この請願につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

○永山委員 現在の泉岳寺の文化財の指定は、どのようになっているのでしょうか。

○図書・文化財課長 現在の泉岳寺関連の文化財の指定等でございますが、まず、浅野長矩墓及び赤穂義士墓、国指定の史跡となっておりまして、泉岳寺の中門、泉岳寺の山門、浅野長矩及び赤穂義士墓所門、これが区の登録文化財となっております。指定ではございませんが、登録文化財です。その他、所蔵の古文書なども含めまして、全体で泉岳寺所蔵の文化財8件を指定文化財としてございます。先ほどの建造物3件を含む6件を登録文化財として積極的な保護を図っているところでございます。

○綱川委員長 ほかにございますか。

○澤委員 図書・文化財課長が言われた国史跡となっている浅野匠頭長矩のお墓及び赤穂義士のお墓の取り扱いについては、文化庁や都教委は何か展望、あるいは考え方を持っているのですか。

○図書・文化財課長 委員ご指摘のとおり、浅野長矩墓及び赤穂義士墓については国指定のものとなっておりますが、こちらのほうで確認しましたところ、文化庁と都教委ともに今回の工事が史跡範囲自体に手が加わる計画ではないため、文化財の手続等は不要であることはもちろん特に建設の中止を求めるような指導等の範囲ではないという見解を持っていると聞いてございます。

○永山委員 工事によって中門が壊れたりした場合には、どのような対応が考えられるのでしょうか。

○図書・文化財課長 今回のマンション建設工事は、泉岳寺の中門の南隣で行われるという計画になってございます。先ほど申しましたように、中門自体の工事ではございませんが、工事の影響で中門等が破損、壊れたりした場合には、中門の所有者が私どもの認識では泉岳寺さんとなっておりますので、当然所有者の方が修復等を求めていただくとお思います。ま

た、その復元の過程におきましては、登録文化財でありますので、私どものほうがその復元方法等については事実協力をしていくものと考えてございます。

○小島委員 この請願の中にも詳しく述べられておりますが、泉岳寺というと我々日本人にとっては、いろいろな意味でもの考え方のバックボーンの一つでもあるような有名なお寺であるわけですが、そのお寺に対する日本人、我々の崇敬の念というものについては、お寺さんなり門なりいろいろなこういうつくりそのものに対する印象、はっきり言えば歴史的景観ということになるわけです。

そういうものは非常に大事で、現在ややもすると経済活動が優先されて倫理的・文化的な面がおろそかとなる世の中の風潮であることは確かなのですが、個人の財産権の保障という面もあり法律論としても難しい面があるのですが、やはり我々としてはこういう文化財を保護していかなくてはいけない、教育委員会としては、そういう歴史的景観を守っていかなくてはいけないと私も考えるので、この請願の趣旨はよくわかります。

今後、教育委員会としてどのようなことが考えられるのか、この点、図書・文化財課長、どうですか。

○図書・文化財課長 泉岳寺の中門を初め、登録文化財・指定文化財が多く、区の登録文化財となっている関係もございまして、泉岳寺関連もまた区にとって大切な文化財であるという認識が変わりはございません。ただ、泉岳寺周辺にとどまらず、まちの変化に伴って伝統的な景観が消滅しているということについては、これからも注視していく必要があると思います。

しかしながら、景観については広くまちづくりの観点から検討・計画をするものと考えられることから、開発等の計画を進めるに当たり伝統的な景観の保全に一定の配慮をするよう、担当の部課を通じて計画者・事業者に指導していただくよう、こちらのほうから働きかけてまいりたいというふうに考えてございます。

○小島委員 確かに法律論とすると問題がありますが、今、図書・文化財課長が述べたように、我々としてもできる範囲で応援できればと私、個人として考えております。

○教育長 文化財保護法とか区の文化財保護条例で、この問題に対してとれる対応というものは具体的にはどう考えますか。

○図書・文化財課長 今回の建設計画が、中門等に直接的に手をかける工事計画にはなっておりませんので、文化財保護法・文化財保護条例をもとに工事計画の変更を求めることは難しいと考えてございますけれども、区にとっては、先ほど申しましたように大切な文化財であるという認識は変わりございませんので、工事計画を進める際としましては文化財保護の見地から、最新の注意を払うよう定期的に工事事業者等を指導していくということは考えております。

○教育長 請願の文章にもありますけれども、新駅の構想も発表されたりして、これからいろいろ開発が進んでいくものと考えられます。そうしていくときに、やはり、今、小島委員が言われたように、こういう伝統文化というか、歴史的な価値のあるものをどうやって保護していくかということについて、教育委員会としてもいろいろ一緒に考えていかなくてはいけないことだというふうに

思います。

今後さらに開発が進んでいったときに、まちづくりの観点からどういう形で歴史的な文化財等との共存を図っていくのかというのは、本当に大事な問題なので、やはりこれはまちづくりの部局ともいろいろ連携をとりながら教育委員会もきちんと見ていかなくてはと思います。

○**図書・文化財課長** 今、委員ご指摘のとおり、泉岳寺に限らずオリンピック等もありますので、開発の動向が今後さらに進んでいくと思います。今のご意見を踏まえて関係部局と調整してまいりたいと思います。

○**綱川委員長** ほかにございますか。

○**澤委員** この請願に対してのすぐの答えではないですが、区だけで何ができるのかということが問題で、東京都あるいは国レベルで日本の大事な伝統的なものの景観をどうしていくのかということを考えていただく必要があります。

ただ、それに対しては、国を動かすために実際に貴重な遺産を持っておられる方を中心に、その関係者、あるいは国とか都が、ただ経済活動を活性化すればいいという視点だけでなく、歴史的なものを大事にするというそういう国民的なコンセンサスをもとに環境を守ることが大切では。こうして今、貴重な請願をいただいて、何か改めてそういうことを感じました。

○**綱川委員長** 私も一級建築士として建築の設計業務をなりわいとしております。また、NPOの理事長として「まちづくり」で港区をくまなく歩いているというところで、やはり歴史的なものがなくなっていくというか、なくなったりする景観があり、そういうところで歯がゆい思いをすることもございます。

現行法規の中で、文化財保護法とか保護条例、あと建築基準法や東京都安全条例等で私的財産に対する工事の差し止めとか、そういうものに対する法規制というのは現行では無理です。ただ、港区の一住民・区民として、また教育に携わる者としては、やはりそういう歴史的なものは重要な港区の資産であると思っております。先ほど図書・文化財課長、また教育長が申しましたように今後関係部局と連携して対応していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は、請願をそのように受けとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

第2 審議事項

1 議案第75号 三田二丁目都有地・国有地の取得について

○**綱川委員長** それでは、日程第2、審議事項に入ります。

議案第75号 「三田二丁目都有地・国有地の取得について」学校施設担当課長、説明をお願いします。

○**学校施設担当課長** それでは、議案第75号 三田二丁目都有地・国有地の取得についてのご説明をいたします。

お手元の教育委員会の議案資料のナンバー1をご覧ください。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づきまして、教育財産の取得を区長に依頼するものでございます。

恐れ入りますが、資料を2枚おめくりください。右上に記載の参考1の案内図をご覧ください。中央の青い線で囲まれている部分が、現在の赤羽小学校と幼稚園の敷地をお示ししてございます。今回取得を依頼する用地は、赤羽小学校・幼稚園敷地の下の緑色でお示ししている国有地と都有地です。

恐れ入りますが、資料を1枚おめくりください。参考資料2をご覧ください。

教育長から区長宛ての送付文（案）となっておりますが、後ほどご説明いたします。

恐れ入りますが、2枚お戻りいただいて、三田二丁目の都有地・国有地の取得についてをご覧ください。

それでは、説明をさせていただきます。

最初に、1、土地概要です。

(1) 都有地（旧東京都三田駐車場）です。

所在地は、港区三田二丁目37番10。面積は、1,944.93平米です。用途地域は、第一種中高層住居専用地域で建蔽率が60%、容積率は300%です。

(2) 国有地（合同宿舎三田住宅）です。

所在地は、港区三田二丁目37番9。面積は、2,258.98平米です。都有地と国有地の合計で約4,200平米です。用途地域は、都有地と同じで第一種中高層住居専用地域で、建ぺい率が60%、容積率は300%ということです。

次に、2、取得の理由です。

現在の赤羽小学校・幼稚園の敷地は、学校などの特殊建築物の建築ができない、いわゆる「路地状敷地」に該当します。この路地状敷地の建築制限を解消するためには、路地状部分の敷地を広げて道路を指定する必要があります。そのため隣地にある、かんぼ生命及び東京都（都立三田高校）の土地の一部の取得に向け、これまで取り組んできました。

平成26年3月の港区の人口推計によれば、赤羽小学校の通学区域を含む芝地区の小学生の数は、平成26年の1,085人から平成37年には1,832人の69%増となると想定されております。赤羽小学校の改築については、学校施設の拡大や校庭の確保など、将来的な児童数増加に備えた対応が求められています。

こうした中、赤羽小学校の対面に位置する都有地及び、今月になって売却を発表した国有地を赤羽小学校の改築用地として取得した場合、最大定員940人規模の校舎建築が可能となるとともに、学校選択希望制による隣接校からの生徒増加に対しても十分に対応できる規模の学校施設となります。さらに、現敷地と当該用地をあわせることで広いグラウンド面積を確保することができます。このことから、赤羽小学校改築用地として、港区長宛てに別紙のとおり依頼します。

恐れ入りますが、参考資料2の、教育長から区長宛ての送付文（案）をご覧ください。

1、取得依頼用地は先ほどご説明しましたので、説明は省略させていただきます。

2、理由です。

赤羽小学校・幼稚園の現校舎・園舎は、昭和49年に建築され、平成18年1月には港区立赤羽小学校・幼稚園施設整備基本構想、平成19年3月には同基本計画が策定され、施設整備に関する基本的な考え方が示されております。

現状の敷地に関しては、かんぽ生命保険から土地を取得することにより路地状敷地の改善を図っておりますが、将来的な人口増加に伴う児童数の増加や狭小なグラウンドの拡幅等、よりよい教育環境を整備するため、都用地・国有地の取得を依頼します。

簡単ではありますが、説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○綱川委員長 ただいまの説明に対するご質問等はございますか。

○教育長 参考資料2の区長宛ての案文で、2の理由のところですけども、下から3行目ですが、「敷地の改善を図っておりますが」と言い切っているのですが、これは「図ることとしておりますが」という言い方が現時点では正確ですから、そこは修正が必要ではないでしょうか。

○学校施設担当課長 正確な文面に訂正いたします。

○澤委員 私どもも赤羽小学校・赤羽幼稚園には何度も行っております。地域からのご要望がありますが、なかなか実際に改築ができないということでした。今回、道路を挟んで向こう側ですけども、国有地並びに都用地が取得できる可能性が非常に高くなったということで、事務局の今までの努力にまず感謝しなければいけないと、教育委員として思います。

赤羽小学校は地図で見ても港区のだ真ん中であって、選択希望制で周辺からたくさん来る可能性があります。今、課長が説明してくれたようにそういったことも踏まえて900名前後の収容が可能な学校になるということは非常にありがたいことですけども、道路を挟んでというのは何か問題はありますか。

○学校施設担当課長 施設計画については、これからであります。ただ、道路を挟んで分断されておりますし、道路の交通量も結構多いところでもありますので、セキュリティーとか安全を考えまして施設の計画をしていきたいと考えてございます。

○小島委員 建て替えに当たっては、校舎は現在の位置に建てるのですか。それとも、この新しく取得する土地に校舎を建てようという考えでしょうか。

○学校施設担当課長 基本計画につきましてはこれからですけども、今考えております案としまして、新たに用地を取得できた場合には、どこに校舎を建てれば仮設校舎が不要で改築が可能になるかということも検討しております。

○小島委員 そうすると、いわゆる建物部分は全部この新しく取得する土地で建設可能で、現在の敷地はグラウンドとかそういうものに使えることになるのですか。

○学校施設担当課長 現在の敷地は路地状敷地であり、今後用地を拡幅しまして道路を入れることによって新たに特殊建築物も可能となりますので、校舎かその他いろいろな用途について自由度が広がりますので、そこでまた新しい形で計画していきたいということです。

○小島委員 どうするかは今後ということですね。

○学校施設担当課長 はい。

○小島委員 はい、わかりました。

○綱川委員長 先ほど澤委員が言われましたように、この前の補助7号線でしたか。それはもう三田綱町の三井倶楽部のところまでは広がっているのですよね。今、シャトー三田のところも建て替えて広くするとか、ずっとあそこが広がって来たら重点的な道路拡張の計画が入っていると思います。そうしますと、相当広い15メートル以上の道路となると思うので、今通学している子どもたち、将来的に通おうとしている子どもたちの保護者からすると、日常的に子どもたちが運動場と校舎を行き来することになると安全面がとても心配ですので、十分にその辺は気をつけていただきたいというのが一点。これは意見です。

あともう一つは、この理由ですけれども、こういうことがあって進んではいるのかもしれませんが、平成18年、19年に基本構想計画が策定されていて、まだ平成24年なのにすぐ変わるといえるのは、イメージ的に何かもう少し強い理由があればいいと思います。内部的な文書だからいいかもしれませんが、その辺が気になったことです。

○教育次長 後段のお話ですけれども、私たちが人口推計に翻弄されているのは確かです。毎年1回、企画部門が政策創造研究所を使って人口推計を見直しております。ことしの3月に出た人口推計が一番衝撃的なもので、これからずっと人口が増え続けると。特に、子どもの人口はどんどん増えるということで、7年前の建築計画とたいそうボリュームの差が出てしまいます。

そうすると、現有地でやろうとしていたスキーム自体を見直さざるをえない環境に追い込まれたということです。土地の取得理由については、時間の差でこうなってしまったというのを少しアピールしていく必要があるかもしれないとは思っています。

○学校施設担当課長 急激な人口増によりまして、児童数が赤羽小学校だけではなくて周辺の学校についても確認いたしております。それも含めて今回、吸収していけたらというふうに考えています。

○澤委員 教育委員会としては、青南小学校の反対側の土地の購入でも区長部局の理解を得て、かなり莫大な経費で土地を購入しています。若干好奇心的なところがあるのですが、この東京都とか国が港区に売却する場合に、そのベースになる金額というのはやはり周辺のいわゆる民間の価格がベースになるのですか。

○学校施設担当課長 ここの場所につきましては、周辺に都市計画道路の収容という事例がありましたので、それに基づいて区のほうとしては算定しています。

○綱川委員長 近隣に高級マンションが建つとか、それだけでなくもすごく高い土地なわけですが、区としては、どのくらいの予算をとっているのですか。

○学校施設担当課長 都市計画道路で用地取得をしたときの金額は、平米約200万円程度のレベルということで聞いております。

○綱川委員長 今日、公示価格が出ていましたが、港区内では、南麻布とか西麻布とか元麻布はこ

の1年で10%ぐらいは上がっているようです。

○永山委員 取得等いろいろとあると思うのですが、計画案としてはいつごろになると思っ
ていますか。

○学校施設担当課長 今後、用地取得が、来年の10月の上旬を考えております。その後2月、取
得後に基本設計にかかりまして、現時点において工事着手が平成29年6月ごろの予定をしており
ます。

○綱川委員長 1年半から2年後の平成30年、31年中に竣工でしょうか。

○学校施設担当課長 竣工につきましては、実際に校舎をどこに改築するかということで、今回赤
羽小反対側の用地取得要望している部分と既存の用地部分とがありますので、全体で約4年の期間
を予定と考えております。

○綱川委員長 ほかにございますか。

私も運動会などで伺うと、もう子どもたちがすし詰め状態で、短距離走もコーナーがきつくて転
んでしまってけが人が出たりしているような状態です。何しろ教育委員会では一刻も早く赤羽小の
計画をするようにという懸案事項だったので、このようにまとめていけるといいと思います。ぜひ
区長部局に強くお願いして取得していただければと。まだこれは来年の予算編成に間に合うのです
よね。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、採決に入ります。

議案第75号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○綱川委員長 ご異議がないようですので、議案第75号については、原案どおり可決することに
決定いたしました。

第3 教育長報告事項

1 生涯学習推進課の10月事業予定について

○綱川委員長 それでは、日程第3、教育長報告事項に入ります。

まず、「生涯学習推進課の10月事業予定について」生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、生涯学習推進課の10月事業予定について、ご報告をいたします。

資料ナンバーの2をご覧ください。10月の事業予定でございます。

生涯学習関係では、生涯学習推進課の事業として、子どもセミナー事業「われら区役所たんけん
隊」を22日に実施いたします。

指定管理者の事業としましては、さくらだ学校の講座、それから生命保険の講座、ポーセリンア
ートの講座、それから利用団体の派遣のほうのフェスティバルーンを開催いたします。

スポーツ関係では、生涯学習推進課の事業としては、毎週日曜日のタグラグビー教室でございま
す。

それから、指定管理者の事業としては、フィットネス系の各教室、あと裏面になりますが、水泳

教室などの実施をしております。

報告は、以上でございます。

○綱川委員長 この案件について、ご意見、ご質問等ございますか。

○澤委員 スポーツ施設の関係で指定管理者制度の中で、教室というのをたくさんバラエティーにとんだものを作ってもらっているわけですがけれども、区民の評判とか、そういうものは何か来ていますか。あれば聞かせてください。

○生涯学習推進課長 こちらの講座のほうに直接お聞きするような機会はなかったのですが、スポーツセンターの中にはトレーニングジムがございます。「トレーニングパーク」と呼んでいるところですが、そちらには協議会の皆様がいらっしゃいます。その協議会の皆様から4月以降何回かお話などをいただいたところですが、対応がよくなったといいますか、接客が明るくなってよくなった。要望事項とか、お願いをしたことにすぐに応えてくれる、今故障しているというか、被害のある場所はすぐ直す、修復してもらえたというような事例をいただいています。新しい指定管理者に対して、おおむね大きな不満というのはいたではないという状況です。すぐに改善をしていくということですので、そんなに不満が蓄積していくようなことは、仕事上はないように考えております。すぐに区民に対応するところを徹底して、この間やってきたところがございまして、特に利用者の皆様から大きな不満というのはいたではないと認識しております。

○綱川委員長 このようにいろいろな事業をしてくださっているのですが、その事業参加者はどうですかということもあります。今のは指定管理者の対応ということだったと思いますが。

○生涯学習推進課長 失礼しました。指定管理者がこの事業を開催しておりまして、なかなか人数がそろわないような事業もございますが、そういうところも利用者の方からは継続してほしいという希望をいただいて、そこの部分を継続するかモデルチェンジするか、事業等を我々と会社のほうで悩んでいるところはございます。

既にずっとやって来られた方、また利用者が少なくなると、事業者としても、我々もそうすけれども、もうちょっとモデルチェンジをして違う事業に変えたいところですが、利用されている方は、もちろん継続してほしいというようなところがあります。

○綱川委員長 結局はニーズに対応してやろうとすると、そういうところで継続できない部分も出てくる可能性があるということですね。今まではそういうものは継続していたのですか。

○生涯学習推進課長 希望は聞いておりました。

その部分をすばっと切るわけではなく、どう移行するか、どう講座を盛り上げていくかということを指定管理者と我々で考えているところです。

○綱川委員長 指定管理者の事業でも、やはり生涯学習推進課で見えないと。勝手に動いてしまうと困りますから。そういう意見も聞いてください。

○生涯学習推進課長 はい。指定管理者が自由にできるわけではありませんので、その部分は所管課としてしっかり運営のほうを監督し、また新しい企画などのリサーチをしていきたいと思っております。

○綱川委員長 ほかに。よろしいですか。

(異議なし)

2 港区スポーツセンター利用休止について

○綱川委員長 それでは次に、「港区スポーツセンター利用休止について」生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、港区スポーツセンター利用休止について、ご報告をいたします。
資料ナンバーの3をご覧ください。

スポーツセンターですが、田町駅東口北地区公共公益施設（みなとパーク芝浦）へ移転し、オープンを12月22日に予定をしております。その移転のため、今回引っ越しの施設を休止するものでございます。休止の期間は、資料にございます。

1、休止期間でございます。平成26年12月18日（木）から12月21日（日）までの4日間となります。

2、休止理由としては、移転のためということです。今回の日程の設定でございますが、田町駅東口北地区公共公益施設が複合施設で、芝浦港南地区総合支所や男女平等参画センター・消費者センターなどがございます、この施設のうち、芝浦港南地区総合支所は土曜・日曜の2日間で引っ越しをする予定がございます。その引っ越しと重ならないようにするため、特に大型の施設であるスポーツセンターを前倒しでやることになりました。そのため、スポーツセンターのほうを休止をさせていただくものでございます。

3、利用者への周知方法につきましては、広報みなととキスポーツ誌への掲載、ホームページへの掲載となります。また、スポーツセンター館内でのポスター掲示などで利用者へ休止期間を周知していきます。

報告は、以上でございます。

○綱川委員長 ご意見等はございますか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

3 図書館・郷土資料館の10月行事予定について

○綱川委員長 それでは、次に、「図書館・郷土資料館の10月行事予定について」図書・文化財課長、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 図書館・郷土資料館の10月行事予定につきまして、教育委員会の資料ナンバー4を使いましてご説明させていただきます。

まず、図書館の10月行事予定ですが、1ページ目、2ページ目につきましては、例年とほぼ同じ映画会・DVDシアター・おはなし会等になります。

また、ブックスタートが3ページ目に出ています。

4ページ目に移らせていただきまして、中段のところです。

図書館サービスの部分がございますが、そちらの3番、30日の出張試写会、こちらは慶福苑へ

私どもの職員が映写機を持ち込んで映写会を実施しているものでございます。同様に指定管理者のほうで、港南の郷で出張試写会を実施するものでございます。

また、下段に参りまして、講座・セミナー等では三田図書館で行われますミュージアムセミナー、東京都庭園美術館、また次のページの菊池寛実記念 智美術館のほうでミュージアムセミナーをやらせていただくものでございますが、郷土資料館が事務局をやっておりますミュージアムネットワークの美術館の2館から学芸員さんにいらしていただいて、このような講座を開くものでございます。また、高輪の大人の趣味講座、生活セミナーという形で大人向けの講座を高輪図書館で実施していくものでございます。

続きまして、6ページに参りまして、10月の展示になります。

10月29日から「港区ゆかりの人物 巖谷小波」のコーナー展を実施することとしてございます。巖谷小波は、後半生を区内高輪に居住いたしました。高輪4丁目に宅跡の石碑が、現在もあります。港区ゆかりの文学者となっております。尾崎紅葉が主宰した硯友社に参加して文学活動を始めますが、日本の近代児童文学の創始者としての功績が伝えられております。この資料によって、小波の仕事と人物像を概観していただく予定としてございます。10月29日（水）から12月17日（水）までとなります。

以上、簡単ですが、ご説明とさせていただきます。

○綱川委員長 この案件の説明につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

○小島委員 大人の趣味講座「大好きドラえもん」というのがありますが、どんなことをやるのですか。

○図書・文化財課長 「ドラえもん」世代だった大人向けの講座ということで、「ドラえもん」の編集者の方を呼んで「ドラえもん」の創作の話などをお伺いするというところでございます。

○小島委員 本人が来るんですか。

○図書・文化財課長 本人が来るものではありません。編集者が来て「ドラえもん」創作の裏話をするということで、藤子不二雄が来るということではありません。

○小島委員 おもしろそうですね。

○綱川委員長 ほかによろしいでしょうか。

(異議なし)

4 港区立港郷土資料館の特別整理期間（休館）について

○綱川委員長 「港区立港郷土資料館の特別整理期間（休館）について」図書・文化財課長、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 港区立港郷土資料館の特別整理期間（休館）につきまして、教育委員会資料ナンバー5を使いましてご説明させていただきます。

今回設定しました特別整理期間は、10月14日火曜日から10月28日火曜日まで、約2週間を設定してございます。

今回、特別整理期間中に常設展示替えを実施します。先ほどありました巖谷小波展や常設展の伊皿子貝塚のところの部分を一部、この間で展示内容をかえるということでございます。

また、収蔵資料の整理ということで、現在、新郷土資料館の基本設計を実施しているところでございますが、館内にあります文化財、掘ったものが入った箱があるのですけれども、この資料を確認するなど資料的な保存環境を精査して特別収蔵庫の大きさなどの参考資料とするための整理をこの間でやることとしてございます。

利用者への周知方法ですが、10月1日号の広報みなど、また区のホームページ、またミナトマンスリー等の10月号に掲載し、利用者の方への周知を図ってまいることとしてございます。

以上、簡単ですが、ご報告させていただきます。

○綱川委員長 この件はよろしいでしょうか。ご質問はございますか。

(異議なし)

5 港区いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置について

○綱川委員長 それでは、「港区いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置について」指導室長、説明をお願いします。

○指導室長 まず、これまでのいじめ防止基本方針の策定にかかわる経緯について、ご説明いたします。

区では、大津市のいじめ自殺事件を受けて、いじめ防止をねらいとして平成25年「港区いじめセーフティネットコミュニティ事業」を立ち上げました。その後、国の「いじめ防止対策推進法」の制定、そしてその法律を受けて本年7月、東京都の条例設置とともに、7月に「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を策定しております。なお、平成25年6月に制定されました「いじめ防止対策推進法」ですが、いじめの防止等のための対策の基本理念や、いじめの禁止、関係者の責務等を定めたものでございます。

なお、先ほどの法律第13条には「学校の責務として、いじめ防止基本方針を定めること」そして「いじめ防止等の対策のための組織をつくること」というのが載っております。なお、第12条「いじめ防止対策推進法」には、地方自治体として「地方いじめ防止基本方針」を定めるよう努力義務が書かれております。

港区としましても、いじめ防止対策の基本的な方向性を示すとともに、いじめの未然防止や早期発見、早期解決について「港区いじめ防止基本方針」及び、本日資料でお示しさせていただいております「港区いじめ防止基本方針」の具体的な取り組みを位置づけて、いじめ防止を体系的かつ計画的に実施するよう内容を具体的に示したものでございます。

今回の基本方針の策定に当たりましたの状況でございますが、まず本年8月に港区子育て支援推進会議、いじめ防止専門部会、そして9月16日に子育て支援推進会議で、このいじめ防止基本方針について、ご報告させていただいております。

なお、今後の予定でございますが、9月22日、来週の月曜日の庁議を経て10月中旬に区民文

教常任委員会に報告をして、各学校へ示す予定になってございます。なお、法律「いじめ防止対策推進法」に基づく組織の策定については、平成27年度の第1回定例会で条例の提案ということとなっております。

それでは、改めて資料をご覧いただきたいと思います。別紙1について、まずご説明を申し上げます。

裏表で資料の別紙1を用意させていただいておりますが、これがいじめの基本方針ということで、区としての要旨・考え方を根本的な理念等を含めて示したものでございます。こちらはゴシック体で書いてございますけれども、基本理念については、その(1)から(3)にございますように、(1)いじめが重大な人権侵害であること、そして(2)どの学校、どの子どもにもいじめが起こるという視点に立って対応すること、そして(3)子どもの生命や心身を保護することが最重要であるということ等を基本理念として、基本的な考え方を(1)から(4)までここにお示しするものでございます。

まず、その基本的な考えの(1)は、いじめの未然防止について、思いやりや助け合いの心と規範意識等を育て望ましい人間関係を築けるように、学校が中心となって、区全体で取り組むということです。

そして、(2)はいじめの早期発見についてです。これはさまざまな区のリソース、子ども家庭支援センターと「みなと子ども相談ねっと」等を活用して、家庭・地域・関係機関と連携を図って、いじめの早期発見に努めるということ。教員については、いじめ問題に対する感覚と定期的な指導力を高めるということを示しています。

そして、(3)はいじめの解決に向けた取り組みとして、区と学校として、先ほど基本理念で申し上げたように、子どもの生命及び心身を保護することが最優先であるという認識に立って、いじめの解決に当たるということです。

(4)として、学校と家庭・地域と連携のもとに、このいじめの問題に立ち向かって対応していくということでございます。

では、3、組織等の設置についてでございます。恐れ入りますが、別紙のA3資料の3をお開きください。これ左側が「いじめ防止対策推進法」にかかわる条文でございます。

この法に基づいて第14条では、いじめ問題対策連絡協議会を地方公共団体が置くことができるという、法の趣旨に沿って、右側の赤い矢印に書いてございます「港区いじめ問題対策連絡協議会」こちらは仮称でございますが、今その設置を考えております。そこに書いてございますとおり、いじめ防止に対する区としての全体の考え方や取り組み・対策等について、区長を会長とする親組織と位置づけたものです。

なお、この第14条には「地方公共団体は、教育委員会に附属機関を置くことができる」ということがございますので、その赤い矢印の2番でございますが、教育委員会に「いじめ問題対策委員会」というものを設置することを考えてございます。こちらのほうは具体的ないじめ問題の解決、また専門的な見地から、学識経験者、弁護士、臨床心理士等を交えて審議できる組織、教育長を長

とした実際のいじめの問題に対する実行部隊というふうに考えていただければよろしいかと思いません。

そして、第28条には、重大事態が発生したときの対応ということで、これを対応する組織を「第三者をもって、組織的に解決に当たるべきである」という、これまでのいじめに関わる事件等の経緯を踏まえた形で第28条がつくられているわけです。港区としても、それに基づいて「港区いじめ問題調査会」を、これも仮称でございますが、重大事態が発生したときに「第三者をもって構成する公平・中立性を確保した上での調査機関として位置づける」というものでございます。

今の3つの組織については、この後条例設置に向けて、先ほど申しあげましたように、平成27年度の第1回定例会において審議をし、条例制定をする予定でございます。

続きまして、資料の別紙1に戻りまして、4、学校における取り組みについてでございます。

これは前段に申しあげましたとおり、組織をつくって学校が基本方針を定めて対応するということです。なお、学校は法律に基づいて、我々から提出する方針を踏まえて対応できるように準備を進め、案としてつくっているということでございます。

それから、5、重大事態への対応については、先ほどA3の別紙3でご説明したとおり、重大事態が起きたときには区長へ報告して、それに対応する調査会で検討・調査をするということになっております。重大事態の捉え方ですけれども、こちらに児童の生命や財産を脅かす等の文言がございますが、簡単に言うと「子どもがいじめに遭って自殺もしくは自殺未遂に及んだ事態、またいじめによって30日以上の不登校が起きた」ということを一つの目安として、重大事態として捉えることとしております。

そして、6、基本方針でございますが、取り組みの評価・改善について、こちらにありますように、いじめ防止の取り組みが適切に行われるように定期的に評価・改善をしていくこととしております。

別紙2でございますが、こちらについてはこの基本方針を行う上で具体的にどのような取り組みがされるかということで、基本方針に基づいて細かな例えばハイパーQ Uテストを行うことであったり、子どもサミットで検討すること、そのほか各学校が具体的な取り組みとして行うこと、そして組織のことについても細かな記述をさせていただいております。

そうしましたら最後に、一番下におつけしています参考資料2をご覧くださいと思います。

港区、また港区教育委員会として絶対防がなければいけないのは、やはりいじめにより、その子が学校に来られないとか、命にかかわるようなことが起きたときには、それをまずもって防がなければいけないということで、先ほど申しあげましたような組織的な対応とともに、こちらには具体的にフローチャートとしてお示しさせていただいております。

ここで青色の左側の部分は「平常時」と書いてございますけれども、既に区長部局と情報を共有しながら担当していくということが前提になると思っております。昨日の区長へのレクチャーの際にも情報共有ということで、エレベーターやエスカレーターの事故と同様に、こういういじめの件が上がったときには「情報共有して、それに対応していきたい」というお申し出をいただきました

ので、そういったことを踏まえてこのフローチャートのとおり対応できればと考えております。

なお、重ね重ねになりますが、重大事態が発生したときには速やかに区長へ報告のもと、先ほど申しあげました、左下の「いじめ問題調査会」第三者による調査会で調査を行って、また区長へも報告するという仕組みで対応していくことを考えております。

説明が長くなりましたが、前提は子どもたちが、いじめのない学校での健やかな成長を願って過ごすこと。教育委員会が、そういう体制をつくるということでございます。よろしくお願ひいたします。

説明は、以上です。

○**綱川委員長** ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

○**澤委員** いじめについては、教育委員会あるいは子育て支援センターなど、いろいろな機関と連携をとって、そういうことが起こらないように日ごろからもう既に努力していただいているわけです。しかし、家庭との位置づけというところがいま一つはっきりしないのですが。いじめというのは学校現場も重要ですが、家庭からの情報が浮かび出てこないのですけれども、指導室長、その辺はどう考えていますか。

○**指導室長** 今の基本方針の2、いじめ防止等の基本的な考え方の（4）にございますけれども、学校と家庭及び地域等との連携というところです。

まず、これは当たり前のことですが、「学校は家庭に対し」ということが書いてございますが、学校はこの後基本方針を定めた場合、当然そういうことを踏まえた家庭への啓発、その基本方針をホームページ等に提示して行うとするものです。

○**澤委員** いじめだけではないのですが、よく問題となるのは、いじめられたほうの保護者が報告したにもかかわらず、学校などが適切に対応ができなくて重大なことになってしまうということがこのところ幾つかあります。その辺の保護者からの情報は、当然、学校と教育委員会が受けとめるわけですが、それに対する判断ミスがないということはなかなか難しい。保護者の方からはいろいろなことを言われる可能性もあるわけです。

その中で、本当に深刻に捉えなくてはいけないのは何か、その辺の判断は、教育委員会と学校現場ということですか。

○**指導室長** 先ほど申しあげましたように、いじめられた子どもに対しては、まず絶対その子どもを守るというのが大切であると思っています。その後学校は、いじめの訴えがあった段階で、先ほどいじめについての組織を学校が立ち上げているという話をしましたけれども、その組織でしっかりと調査を行う、それでその背景がどういうものであるか。そして、その後実際に今いじめられた子を守るということとあわせて、そのいじめられた子どもと家庭に対して明確な形で支援をしていくということです。

また、いじめた側の保護者・児童生徒に対しても明確な形で助言をしていくということ、我々は明確な考えを持って対応しなければいけないと。やはり教育の第一義的責任は家庭にあるというスタンスの中で、この方針にあるように家庭との連携をしっかりと行い、家庭とともにこのいじめの

問題が解決できるような、そういう体制をつくっていかねばならないと考えます。

○澤委員 教育委員会あるいは学校としては、子どもがおかしいなと思うのは先生や友達よりも、むしろ保護者がまず一番敏感に感じるのではないかと思います。その辺の情報をしっかりと受けとめて、それがいいか悪いかは、また判断しなくてはいけないのですけれども、その辺を慎重に、真摯に対応すべきことと思います。

○綱川委員長 勉強とか、学力もそうですけれども、何かいろいろなことが学校任せで、家庭の責任というところが、家庭との連携ということで、何か優しいイメージになっていて、もっと毅然たる態度で家庭の責任ということが書けないものかというところが、一点。

あと、この重大事態というところの扱いですけれども、さっきは自殺とかそういうところをおっしゃっていましたが、子どもが危害を被ったとき、例えば殴られてけがしたとか、そういうことも説明のところに入れておいたほうがいいのではないかなと思ったのが一点。

あともう一点は、どこかで誰かが報告しても「大したことない」という現場の判断で、そのまま放置されて、気がついたら、自殺に至ってしまったというような。

大津市は、教育委員会事務局のほうで押さえたというような形で、教育委員は何をしているのだということになっています。判断基準を明確にして決して1人で判断しないとか、そういうようなことも積極的にやっていただければと思います。

○指導室長 まず、一つ目のご指摘でございますが、このことについては先ほど申し上げたように、教育に関しての第一義的責任は家庭にあるということで、この文章に盛り込むということについては、繊細な部分もあると思っております。3点目のことともかかわるのですが、家庭との連携については学校のほうへ強く働きかけていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の重大事態への対応ということで、児童生徒の問題行動にかかわることというのは非常に複雑ですので、今ご指摘いただいた具体例についても学校のほうへ重大事態の捉え方について、改めて明確に学校としての方針の中に位置づけるように、学校の実情に応じて定めるようにということを主張していきたいと思っております。

それから、3点目でございますが、これについては非常に私も学校の体制を心配しているところです。いじめられた子がいても、例えばその子が実は最初に何か悪口を言ったんじゃないとか、またはその子は発達障害があるお子さんであるというようなそういう見方をしていることであったり、学校はどうしてもそういうような考えをしがちでございます。

実はちょっといじめからは離れますが、今回夏休みから9月の2学期の初めにかけて、東京都内で中学生・小学生の自殺の案件が幾つかございました。それを受けて東京都も、全都の指導課長を集めて緊急の会議を開いております。その際も東京都は、学校や教育委員会がしっかりと家庭に対して連携をして、例えば塾での人間関係とか家族関係・兄弟関係とか親子関係に学校が努力をして調べなさいと、そういうことを強調しての話がありました。

港区としては、校長会で校・園長を集めてその件について話をした際に、東京都はそういうトーンであったけれども、港区としては、これはやはり塾のことまで立ち入って、学校で対応するとな

ると、それは限度が当然あります。家庭にしっかりと責任を持っていただかなくてはならないということで、教育長からも私からもはっきりと学校のほうへ伝え、学校は校長名で保護者宛での通知を出すように指示をしております。実は学校においては、生徒にただそれを名前を書いて配るだけではなくて、親展扱いで封筒に一枚一枚入れて保護者宛てに通知した学校もあるというように聞いております。

したがいまして、校長・園長の受けとめ方に臨時の校園長会に集められたからということではなくて、いじめであったり、自殺であったりとかそういうことが起こらないように、やはり校長として園長としてしっかりやらなければいけないということを、私なりに自覚させることができたと思っているところでございます。

決して「こんなことで、これだけの対応をしておけば大丈夫だ」というような、そういった考えに至らないように、今後も学校のほうへ指導してまいりたいと考えております。

以上です。

○綱川委員長 関連ですが、今まで新聞報道など言われたのは、処分とかそういうことを気にし過ぎたために隠蔽工作があったとか、そういう話が必ず紙面に書かれます。

学校の先生も処分を恐れて言えないとか、そういうことがない体質ができてくればいいと思います。今、室長の力強い発言があったので安心はしていますが、本当に、ふだん学校の現場で児童を見ている担任というところまで徹底をしていただければと思いますので、よろしく願います。

○指導室長 はい。校・園長会の際に、しっかりと学校の対応を支援することを改めて伝えます。あわせて、校長先生・園長先生方がそこに通っている子どもたちのことを本当に一人一人考えていない状況であったら、何も対応はできません。我々は、子どもたちの一人一人の出席簿の様子までは全部チェックはできませんので、校長先生・園長先生の責任においてしっかりとご対応いただくように、強く話をさせていただいたところです。

以上です。

○綱川委員長 どういう対応をとったのかまでチェックをしないといけないと思います。願います。

○小島委員 指導室長から非常に詳細に説明があったので大変よく分かりました。今後いじめに対する効果がとても期待できると思います。澤委員が言われたように、このいじめの問題は本当に大事な問題で、港区教育委員会としても従前からいじめの問題については十分に対応したり、あるいは検討したりと、子どもサミットを開くなどやってきたわけですが、残念ながら港区においてもいじめが皆無、絶無になるということにはならないので、やはり今後も一生懸命取り組まなくてはならないと思っております。

国の「いじめ防止対策推進法」が去年制定されたということで、これを受けて、港区のいじめ防止の基本方針、それに基づく組織の設置ということで今ご説明いただいたわけですが、基本方針については、基本理念から始まって基本的な考え方が（１）から（４）まであって、そのほか「組織等とその他」というように書いてありますが、基本方針はこれで非常にわかりやすいと思います。

これに基づいて組織が、この別紙3において3つの組織ができるということで、これによっていじめを防止したり、いじめが発生した場合の対処等を組織的に行うということ、国にいじめ防止法ができたのに対応してこういう基本的な案と組織案ができたわけですが、これで、いじめ防止等に対する効果が非常に出るというふうに思います。

先ほど述べたように、国のいじめ防止法ができる前から、港区としてはいじめがないように努力してきたわけですが、この基本方針と組織を設置するという点について、例えば具体的に個々の小中学校内において、この方針と組織ができていることと、なお現在やっていることで、さらにこういうことをやらなくてはいけないという、具体的な問題はありますか。

○指導室長 まず、その前提として教育委員会の役割がこういう法、条例に基づいた検討をする委員会があるということが学校にとって非常に安心感が出てくるものと考えております。

先ほどのご指摘のとおり、学校の隠蔽であったりということではなくて、こういう事態が起きたときには、きちんと教育委員会、区が対応してくれるという考えに立って、組織をきちんと条例を立てて対応するということは、やはりすごく大事なポイントになると思っています。

学校への対応といたしましては、先ほど申し上げましたように、第22条に定められた組織をつくるということについては、現在ある生活・生徒指導部会とか、もともとの組織を活用してもよいという形で学校は準備しています。より一歩踏み込んだ形で基本方針に立って、組織を法に基づいて学校が設置しなければいけないということを、この基本方針を説明するときに話をしますので、意識の高まりという点では少しレベルアップをして学校も考えていくべきではないかと捉えております。

○小島委員 先ほどの別紙2、「港区いじめ防止基本方針」の4ページの5、学校における取り組み、ここが、今、室長の説明した内容になってくるのでしょうか。

○指導室長 さようございます。

○小島委員 そうすると、各小中学校はこのいじめについての基本方針を定めて、いじめについて更に意識改革を行い、今までよくやってもらっていたのですが、これからさらに個々の学校でこれを深めてもらうということが大事になってくるのですか。

○指導室長 おっしゃるとおりでございます。これは実は先ほどの自殺の件を含め、昨日もちょっと問題行動にかかわる事案がありましたけれども、学校がいくらこういうものが大事だというふうに文書等で説明をしても、実際の問題として考えられないケースがあります。実際に一つ一つ事案があったときに、事例をもとに「これはこういう対応がまずかったから、今こうなっているんだ」ということをきちんと積み上げて、機会ごとに話をしていくことが大事かなと思っています。

実は、説明会が本日、校長に向けてございまして、その冒頭にもちょっとそういった問題行動にかかわることで、学校の対応がまずかったのではないかとということに触れて話をしております。一つ一つそういう機会を捉えて事例をもとに話をしていくことによって、校長・園長の意識、また教員への啓発が進められるのではないかなと思っています。

○小島委員 先ほど委員長も指摘しましたが、いじめが発生した場合、その小中学校の中で調査を

して、それがオープンになるための制度的な担保というのはどういうことを考えていますか。

○指導室長 やはり校長が明確なスタンスで、教員との関係であったりとか組織のあり方とか、もう一度改めて指導していくことで学校の体制づくりを、いじめ防止の体制をつくるのだということを、やはり学校の経営の責任者という立場で行っていただくことしかないかなと思います。

風通しのよい組織でないと当然上がってこないということもありますし、その辺は校長の経営の力に頼るところではありますが、こちら側で黙って見ているわけにはいきませんので、そういったことの不十分なところに関しては学校訪問の際に具体的に指摘をして、場合によっては各学校ごとのそういったいじめの対策の組織が「どういう指導をしているか」ということに踏み込んで学校のほうを指導していければと考えます。

○澤委員 先生の責任というのは一部分はあるかもしれないですが、「あなたの責任だけじゃない」と、何かが起こったら、校長なり何なりにオープンに言えるように、指導室としてそういう指導をしてもらいたいと思います。

それだけでなく、学力増進とかいろいろな期待を、先生方に我々は持っているわけですから、ますます先生方が萎縮するということがないよう、何か問題があったならばオープンにして「あなただけの責任じゃないんですよ」という、そういう体質というか、雰囲気をつくっていただきたいなと思います。

○綱川委員長 先ほど室長が言われたように、今回つくる組織等が学校が安心して相談できるというか、受け皿になってくれて「学校だけで考えているのではなくて、私たちもみんなで一緒に考えるよ」というような形になっていけばいいですね。

○指導室長 今、委員長のご指摘のとおり、明確に校長の方針の中に「子どもがいじめられても守る」というスタンスも大切ですが、「校長が教員を守るぞ」という、スタンスを前面に打ち出した経営をしていくことがまず第一で、「あっ、この校長は信頼できるから、教員のほうも安心して相談できる」と、そのようなことがやはり経営側としてはすごく大事なのかなと。それは教育委員会と学校との関係も同様であると考えています。

室長はきちんと「教育長も教育委員会も、しっかりと学校を守ってくれるのだ」と。このことに対して一緒に考えてくれるのだと。また、室長が一番学校長との関係の中でも近い立ち位置におられますので、「あっ、ちゃんと室長が、指導室が中心になって対応してくれるのだ」というような思いを全ての校長・園長に持たせるように、私としても今後も努力を続けたいと考えております。

○小島委員 いじめの加害者に対して出席停止の処分を取る場合が出てくると思うのですが、いじめの被害を受けた子どもが学校へ行けなくなるようでは困るので、いじめを受けた子どもに十分対応をした上で、では加害児童に対してどうしても出席停止の処分をしなくてはいけないという事態が今後考えられるのではないかと思います。その場合に、やはり加害児童を出席停止させるということは、加害児童の人権も侵害することになるので、そのバランスをどこに持っていかというのは非常に難しいと思います。

こういう場合は出席停止できるという、ある程度明快な基準というものを今後つくっていかなく

てはいけないと思いますが、その辺はどんなふうに考えていますか。

○指導室長 今、小島委員からご指摘いただいたことは、多分、港区ならずともほかの自治体も全て検討しているところではないかと思います。ただ、おっしゃったように、いじめた子どもの学ぶ権利であるとか、またその学ぶ場所の確保であったり、誰が指導するかというような、いろんな課題を含んでいる大きな問題であるかと思います。

そういったことも含めて、教育委員会が組織的に「いじめ問題対策委員会」等でそういったところでも議論をして対応していくことが必要なのかなと思っております。今後の課題として受けとめさせていただきます。よろしくお願いします。

委員長、追加でございますけれども、先ほど学校がどのようにいじめ問題に対応しているかということについて、これまでも生活指導委員会として、いじめがあった事案については、その中でも一つ一つ共有をして対応を考えているところでございます。

また、生活指導主任会の場合でも、この方針の趣旨を理解して対応してもらうようにと、進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○永山委員 資料を活用していただけてすごくわかりやすくなったと思いますけれども、やはり資料だけに頼らずに、一人一人が自分の立場に立って何ができるかということを考えていけたらと思っています。

では、自分がどういう立場に立って動いたらということを考えたときに、個々のそれぞれ、教育委員の立場としての立ち位置といいますか、それは具体的にどこに入っていくのでしょうか。

大津市のときにも、誰かがやってくれるということで、呼び出しがあったら動けばいいぐらいに委員は思っていて、勝手に動くと、教育委員会事務局の方にも負担になってしまうみたいな意見があったようなのですが。

○指導室長 大津市の件を受けて、教育委員の先生方にどういった説明をするかということは、これは確かに考えなければいけないことだと思います。でも考え方としては、指導室として事務局として、いじめの事案を受けたときに必ずその都度必要に応じて、例えば重大事態が起きたときには、やはり教育委員会等を開催していただいて報告をするなどが必要です。

また、早急にマスコミ等が動いた折には、指導室として先生方に、ご連絡をさせていただいていち早く事実関係を報告するとともにその対応についても考えなければいけないと考えます。非常にデリケートな対応が迫られることとなります。

○綱川委員長 先日、東京都で新教育委員会制度の説明会がありまして、文科省の高等教育局の担当課長からご説明いただいたときに、「やはりそこが問題なんだ」と。教育委員会改革の問題は、教育委員が事務局の中の報告だけを「うのみに聞いている」という言い方をしたのですが、そうではなくて、やっぱりコミットしていかななくてはだめだと思います。

今こういう制度で教育委員が残ったけれど、これから先自治体がそういうことをきちんとやっていかないと、「教育委員会というのがなくなるぞ」というようなことまで言われていました。ですか

ら、その辺は報告事項だけで甘んじているのではなくて、教育委員としてコミットしていくような制度にしなければいけないという話が確かあったと思います。小島委員も説明会にいらっしやいましたよね。

○小島委員 確かにそういう話がありました。しかし、あの方のおっしゃっていることの根本に、私ちょっと異論があるのです。そもそも教育委員会は何故あるのか、その役割・使命を十分考えたうえで、教育委員会を大事にという考えのもと、「こうしよう」という提言をすべきなのに、それが全くないのです。

今、委員長が言われたように、このままでは教育委員会はなくなるぞと言っていました。私は「それはちょっとおかしいんじゃないの」という意識で聞いていたのです。

○綱川委員長 私は、多分、教育委員に聞かせているのでなくて、行政の人に聞かせるということが多かったと思います。それで、そこをちゃんとしなさいよと。

○澤委員 永山委員も言われるように、立ち位置は事務局の中の一員として、我々が入って何かやるということはありません。我々は、一般区民とか保護者とか、そういう人たちの声をあくまでも代弁すべきです。ここが教育委員会制度の一番のいい点だと思います。教育委員がいなくなったら、全部行政になってしまうわけです。だから、行政はこう考えているけれども、区民とか保護者とかそういう視点できちんと行政のふだんの報告の中で、修正あるいは方向付けとかを担う、そういう役割が大事なわけです。

○小島委員 我々教育委員は一般市民の代表という立場から、事務局の教育行政が教育の中立性・公平性・安定性・継続性という点から万一外れるようなことがあったら、これを指摘して是正する使命を与えられているわけです。

○指導室長 澤委員がおっしゃったとおりで、教育委員会の事務局だけで進めるということについての弊害を避けるために、中立性・公平性を持って執行機関としての合議体としても教育委員会制度が存続したわけであります。

むしろいじめの問題については、これまで事務局なり学校なりが今まで十分対応をきちっとしてきてくれていると思います。幸いなことに重篤な事件等もなく、この問題について余り議論をするという場面がなかったのかもわかりませんが、今後はわかりません。どこでも起こり得ると、そういう状況のもとに、こういういじめの取り組みについての体制をきちっと整えました。

これまでも、重大な方向性、意思決定をするときには、この定例会・臨時会の教育委員会だけではなくて、当時もいろいろ先生方にご意見を伺いながら、あるいは情報を提供しながらやってきたと思っておりますので、これまで以上にこのいじめに関する問題一つを取っても重要な部分については、きちっと情報提供差し上げて、ご相談しながら進めていこうと思っております。いじめについては余り事案が出てくることのないように祈っておりますが、これまで以上にきちっと学校とも連携し、たくさん情報をしっかりと上げてもらうことが普通にできるようになればと思います。

いろいろご意見等がありましたけれども、今後ともご相談しながら進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○**綱川委員長** 最後に、一点だけ。学校評議員会の活用というのが5ページに書いてありますけれども、多分学校の評議委員だと思いますが、「評議委員会」というのではないと思います。学校によって評議員の活用ができていないところとか、形骸化していて定例的にやるから集まるだけで、学校からの一方的な報告だけで、意見を聞いてないようなことを多く見ていたことがあります。やはり、ここは非常に重要だと思います。学校評議員の活用というか、評議員がいる必要があるのであって、私としてはここを前面に出してというか、組織を活用するのが一つなのかなと思っています。

学校の先生方には「こういうところを活用しましょうよ」ということを強く言っていただきたいと思いましたが、最後につけ加えさせていただきました。よろしくお願いします。

では、この案件はよろしいですか。

(異議なし)

6 10月指導室事業予定について

○**綱川委員長** それでは次に、「10月指導室事業予定について」指導室長、説明をお願いします。

○**指導室長** では、教育委員会資料ナンバー7をお開きください。10月指導室事業予定について、ご報告いたします。

毎年のことですが、10月、特別支援学級の運動会、そして小中学校の連合運動会が計画をされております。

まず、さまざまな研修会等も、ご覧のように企画化されています。2点、講師について、ご説明をさせていただきます。

下から3段目、生活指導主任会で「QUの活用について」ということで、講師として鈴木先生がお越しの予定でございます。この先生は、ハイパーQUの考案者でございます河村先生に師事をされており、QUの活用について造詣の深い先生です。2回目のQUのアンケート実施にかかわって学校が有効に活用できるようにということで、生活指導主任を対象にこちらの講師、先生をお呼びして進めるものでございます。

裏面でございます。今年度一番最初の研究奨励の発表会ということで、東町小学校「国際学級」がございます。全都が目している研究発表会になるかと思っております。こちらにいらっしゃる講師の合田課長でございますけれども、文部科学省のほうにて特に国際教育にかかわってお力を尽くされて、今はこういうお立場でお仕事をされているということでございますので、国際学級のご講演に適任であるということでお話しいただく形になってございます。

説明は簡単でございますが、以上でございます。よろしくお願いします。

○**綱川委員長** ご質問等はございますか。

それでは、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○**綱川委員長** 本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、ほかに何かありますか。

○庶務課長　　ございません。

○綱川委員長　ありがとうございます。

「閉　会」

○綱川委員長　それでは、これをもちまして閉会したいと思います。

　　次回は、第10回定例会を10月14日火曜日、午前10時から開催の予定です。よろしくお願
いします。お疲れ様でした。(午前11時47分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長　　綱　川　智　久

港区教育委員会委員　　小　島　洋　祐